

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四條畷市長

## 公表日

令和8年1月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づき、児童手当の受給者の認定に係る審査及び受給者の資格等の管理を行い、受給者に対して児童手当の支給を行う。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①児童手当の認定申請の受付に関する事務</li><li>②所得状況照会等による申請内容の審査に関する事務</li><li>③受給資格認定又は認定却下に関する事務</li><li>④支給額の決定及び支払に関する事務</li><li>⑤現況届の処理に関する事務</li><li>⑥受給者情報の管理に関する事務</li><li>⑦その他の届出の処理に関する事務</li></ul> <p>申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、電子申請システム、給付支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル、口座情報登録・連携ファイル関係情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項、別表81及び135の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第44条及び第74条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)第2条の表106の項、107の項、及び160の項</p> <p>2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項、125の項、141の項及び161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

〒575-8501  
大阪府四條畷市中野本町1番1号  
四條畷市 総務部 総務課  
電話 072-877-2121(代表)

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

〒575-8501  
大阪府四條畷市中野本町1番1号  
四條畷市 こども未来部 こども支援課  
電話 072-877-2121(代表)

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう徹底している。 また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当及び児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、	四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当及び児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、	事後	
平成29年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当及び児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、	四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当及び児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、	事前	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年5月25日時点	平成29年3月13日時点	事前	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 2 対象人数	平成27年5月25日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	健康福祉部 子ども室 手当医療課	子ども未来部 子ども支援課	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	手当医療課長 豊留 利永	子ども支援課長 奥 大輔	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱う業務 ③システムの名称	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成29年3月13日時点	平成30年7月31日時点	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 2 対象人数	平成29年3月13日時点	平成30年7月31日時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	子ども支援課長 奥 大輔	子ども支援課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年7月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年7月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目新設により記載	事後	
令和2年7月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和2年7月8日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第40条  2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 别表第二の26、30及び87の項 ・別表第二省令第19条及び第44条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第40条及び第40条の2  2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 别表第二の26、30、87及び106の項 ・別表第二省令第19条、第44条及び第53条	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年6月10日時点	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和2年6月10日時点	事後	
令和2年7月8日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第40条及び第44条	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第44条	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号文を修正
令和3年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う業務	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、	事後	
令和3年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月10日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和3年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月10日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第44条	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第44条	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第40条及び第40条の2  2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 别表第二の26、30、87及び106の項 ・別表第二省令第19条、第44条及び第53条	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)第2条の表の106及び107の項並びに第108条及び第109条  2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42、125、141及び161の項並びに第44条、第127条、第143条及び第163条	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	①子ども未来部 子ども支援課 ②子ども支援課長	①こども未来部 こども支援課 ②こども支援課長	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱う業務	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	I 関連情報 ②事務の概要	<p>四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づき、児童手当及び特例給付の受給者の認定に係る審査及び受給者の資格等の管理を行い、受給者に対して児童手当の支給を行う。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①児童手当及び特例給付の認定申請の受付に関する事務 以下、略</p>	<p>四條畷市は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づき、児童手当の受給者の認定に係る審査及び受給者の資格等の管理を行い、受給者に対して児童手当の支給を行う。</p> <p>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①児童手当の認定申請の受付に関する事務 以下、略</p>	事前	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	十分である	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である	事前	
令和8年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、電子申請システム	児童手当システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、電子申請システム、給付支援システム	事前	
令和8年1月6日	2. 特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル、口座情報登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和8年1月6日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)第108条及び第109条</p> <p>2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第127条、第143条及び第163条</p>	<p>1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)第2条の表106の項、107の項、及び160の項</p> <p>2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項、125の項、141の項及び161の項</p>	事前	
令和8年1月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第44条	・番号法第9条第1項、別表81及び135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第44条及び第74条	事前	